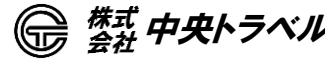


お客様へのご案内（海外旅行）



広島県知事登録旅行業第2-157号・一般社団法人全国旅行業協会正会員
(2024年3月1日現在)

この度は、株式会社中央トラベルをご利用くださいましてありがとうございます。

弊社では、お客様のご依頼によって旅行の手配をお引き受けする場合、お客様から申し受けるお申込金・旅行業務取扱料金等について、のご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。内容にご不明な点がございましたら、当営業所の旅行業務取扱管理者又は係員までおたずねください。

(この書面は、旅行業法第12条の4に基づき旅行者に交付する取引条件説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5及び観光庁認可の弊社旅行業約款(手配旅行契約の部第10条・渡航手続代行契約の部第4条第5項)による契約書面の一部となります。また、のご案内に記載のない事項については弊社旅行業約款(手配旅行契約部・渡航手続代行契約の部・旅行相談契約の部)によります。)

1. 海外手配旅行契約のお申込み

弊社は、お客様のご希望に添ったご旅行の手配を承ります。その際、ご旅行のお申込金として旅行代金の20%相当額以上又は旅行代金の全額をお預かりいたします。お申込金は、旅行代金・取消料等お客様が弊社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。弊社は、書面による特約をもって、お申込金の支払いを受けることなく、お申込みをお引き受けすることがあります。

2. 旅行業務取扱料金(海外手配旅行契約)

弊社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする必要な予約の手配、日程表・見積書の作成、クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身の手配によるご予約を弊社の責任において確認しクーポン券類を発券すること)、お客様のご都合による変更、取消しなどに対して、次の表に定める旅行業務取扱料金を申し受けます。

運送・宿泊機関等や地上手配が複合した場合	手配に係る取扱料金	お客様が旅行サービスの提供を受けるための旅行費用総額の	20%以内	下限は11,000円	
	変更手数料金	変更、取消しされた旅行サービス提供機関に係る旅行費用総額の	20%以内		
	取消手数料金				
航空	日本発国際航空券・海外発航空券の予約・発行	手配に係る取扱料金	お1人様あたり1旅程又は1区間につき	旅行費用総額の20%以内	下限は11,000円
		変更手数料金・取消手数料金		旅行費用総額の20%以内	下限は11,000円 変更手数料金・取消手数料金の他に、利用航空会社の定める運賃規則・利用規則等にある費用も適用されます。
		未使用航空券の精算手続き		旅行費用総額の20%以内	
	緊急手配料金		お1人様あたり1旅程につき	11,000円	手配に係る取扱料金に加算して申し受けます。
ホテル・食事・送迎・現地ガイド・鉄道・バス・船舶・レンタカー・現地発着ツアー・現地入場券・その他の旅行サービス等	手配に係る取扱料金		1手配につき	旅行費用総額の20%以内	下限は5,500円
	変更手数料金 取消手数料金	予約の変更・追加手配 取消手配	1手配につき	旅行費用総額の20%以内	変更、取消しされた旅行サービス提供機関に係る旅行費用総額に対する料金となります。 下限は5,500円
		クーポン券類・鉄道バス・乗車券類の切替え・再発行 未使用券類の精算	クーポン券類1枚につき	5,500円	
募集型企画旅行	変更手数料金	旅程の一部変更	1手配につき	11,000円	企画・実施する旅行会社の変更を認めた場合に限りです。

3. 渡航手続代行契約のお申込み

弊社は、お客様のご依頼により次の表に定める渡航手続に関する代行業務を承ります。ご希望の方は、所定の申込書によりお申込みください。契約は、弊社が申込書を受理し契約の締結を承諾したときに成立いたします。なお、本契約はお客様が旅券・査証等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。また、お申込みがない場合、海外旅行に必要な出入国記録書の入手・作成、旅券の確認、査証の確認、旅券・査証の申請等の渡航手続きは、お客様ご自身でおこなっていただくこととなりますので、予めご了承ください。お引き受けする場合は、次の表に定める渡航手続料金を申し受けます。

渡航手続料金(渡航手続代行契約)／各該当料金は、合算し申し受けます。

渡航手続に関するご案内、旅券・査証の有効性の確認	お1人様につき	3,300円		
旅券	(1) 旅券申請書の作成を代行するとき	5,500円	旅券印紙代等が別途必要です。	
	(2) 代理申請をするとき	5,500円		
	(3) (1)と旅券の代理申請をするとき	11,000円		
渡航認証	(1) アメリカESTAの登録と確認証の発行	お1人様・1回につき	11,000円	
	(2) オーストラリアETASの登録と確認証の発行	お1人様・1回につき	11,000円	
	(3) カナダeTAの登録と確認証の発行	お1人様・1回につき	11,000円	
	(4) ニュージーランドNZeTAの登録と確認証の発行	お1人様・1回につき	11,000円	
	(5) 韓国K-ETAの登録と確認証の発行	お1人様・1回につき	11,000円	
査証等	(1) 査証の申請代行料・受領代行料	お1人様・1国につき	契約時に明示する料金	当社で査証取得等の手配が可能な国に限り ます。 当該国へ支払う査証料・審査料、特定の 手続代行業者に委託しなければならないとき の委託料、特別な手続きを必要とする国の 査証 手続料金は別途申し受けます。 緊急手続は当該国が緊急申請を認める場 合に限りです。
	(2) 査証の申請書作成料	お1人様・1国につき	契約時に明示する料金	
	(2) 査証免除となる場合の関係書類の作成	お1人様・1国につき	契約時に明示する料金	
	(3) 査証要否の確認	お1人様・1国につき	契約時に明示する料金	
	(4) 上記以外の書類作成代行、代理申請受領、その他手続	お1人様・1国につき	契約時に明示する料金	
(5) 上記の緊急手続	お1人様・1件につき	契約時に明示する料金		
出入国記録等	出入国記録カード・税関申告書等の入手・作成	お1人様・1国につき	5,500円	

4. 旅行相談契約のお申込み

当社は、お客様のご希望により、ご旅行日程の作成、ご旅行費用見積書の作成、運送・宿泊機関、観光施設などに関する旅行情報の提供などのご旅行相談を承ります。ご希望の方は、所定の申込書によりお申込みください。契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。お引き受けする場合は、次の表に定める旅行相談料金を申し受けます。

旅行相談料金(旅行相談契約)

旅行相談料金	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 以降30分ごと	5,500円 3,300円	これらの料金は旅行契約を締結されない場合、旅行契約を解除される場合、旅行相談契約を解除される場合でも申し受けます。
	(2) 旅行の計画、旅行日程表の作成	1件につき	11,000円	
	(3) 旅行に必要な費用の見積り、見積書の作成	1件につき	11,000円	
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき	5,500円	
	(5) お客様の依頼による出張相談(交通実費等は別途)	上記(1)から(4)までの料金に	5,500円増	

5. 空港等への送迎サービス料金

空港等への送迎サービス	(1) 広島空港・広島駅・広島港	派遣した係員等 1名につき	16,500円	派遣した係員等の交通費・宿泊費等の必要な経費は別途申し受けます。
	(2) (1)以外の日本国内での空港等		22,000円	
	(3) (1)(2)を夜10時から午前5時までの間、日曜日、祝祭日、年末年始等におこなうとき		5,500円増	

6. 添乗サービス料金/お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

添乗サービス料金	添乗員1名1日につき	66,000円	添乗員の交通費・宿泊費、その他同行するために必要な経費は別途申し受けます。
----------	------------	---------	---------------------------------------

7. 通信連絡料金/お客様の依頼により、現地への連絡を行った場合

通信連絡料金	1件につき	5,500円	電話料・通信費・送料等の通信実費は別途申し受けます。
--------	-------	--------	----------------------------

(注1) 記載の各種料金は、全て消費税込みで表示いたしております。

(注2) 予約の変更・取消及び各種精算手続きに対しては、航空会社・ホテル等の各旅行サービス提供機関、予約・発券代行業者、代売会社、外国の旅行者、ツアーオペレーター等の定める取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

(注3) 旅行契約成立後、お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類又は日程表・見積書等をお引き渡しする前・後にかかわらず、弊社が当該旅行の手配の一部または全部を終了しているときには、これに係る旅行業務取扱料金等を申し受けます。

(注4) 変更・取消のお申し出は、弊社の営業時間内にご連絡をいただき、弊社がお引き受けした場合に有効といたします。(弊社の営業時間外にFAX等でご連絡いただいた場合は、翌営業日の営業開始時間に申し出があったものとさせていただきます。)

(注5) 上記料金は、旅行を中止される場合、及び、当該手配等を取り消される場合においても払い戻しいたしません。

(注6) 「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、お客様が運送・宿泊機関等旅行サービスの提供を受けるための費用をいいます。

(注7) 「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日、利用日、利用施設、利用区間、利用運送機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。

(注8) 払い戻しは、旅行サービス提供機関や手配内容によりお引き受けできない場合があります。

(注9) 通信連絡に関する実費(電話料・通信費・送料等)、同行案内・代理申請・受領の交通実費、書類作成のための翻訳料は別途申し受けます。

(注10) 変更・取消によりお客様にご返金が生じた場合の返金に伴う費用は、お客様のご負担とさせていただきます。